

文教警察企業常任委員会会議録

平成28年4月26日

場 所 第3委員会室

平成28年 4 月 26 日 (火曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・平成28年度の家庭教育を支援するための施策の取りまとめについて

出席委員 (7人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	高 橋 透 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	廣 澤 康 介
生 活 安 全 部 長	鬼 塚 博 美
刑 事 部 長	西 福 一
交 通 部 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長	橋 本 利 幸
警 備 部 参 事 官 兼 警 備 第 一 課 長	河 野 憲 彦
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	時 任 和 博

警務部参事官兼警務課長

長 友 信 明

生活安全部参事官兼生活安全企画課長

黒 木 義 彦

総務課長

児 島 孝 思

少年課長

宮 川 博 文

生活環境課長

重 山 勝 則

交通規制課長

中 嶋 信 行

運転免許課長

首 藤 昌 良

教育委員会

教 育 長

四 本 孝

教 育 次 長 (総 括)

片 寄 元 道

教 育 次 長 (教 育 政 策 担 当)

川 越 良 一

教 育 次 長 (教 育 振 興 担 当)

坂 元 巖

総務課長

亀 澤 保 彦

財務福利課長

大 西 敏 夫

学校政策課長

飯 干 賢

学校支援監

金 子 文 雄

特別支援教育室長

川 越 浩 司

教職員課長

西 田 幸 一 郎

生涯学習課長

恵 利 修 二

スポーツ振興課長

古 木 克 浩

文化財課長

向 井 大 藏

人権同和教育室長

米 村 公 俊

図書館長

福 田 裕 幸

美術館副館長

四 位 久 光

博物館長

長 友 重 俊

西都原考古博物館長

田 方 浩 二

埋蔵文化財センター所長

谷 口 武 範

企業局

企業局長	凶師雄一
副局長 (総括)	梅原裕二
副局長 (技術)	白賀宏之
総務課長	松田広一
経営企画監	森本誠二
工務課長	新穂伸一
開発企画監	上石浩
電気課長	喜田勝彦
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
政策調査課主幹	西久保耕史

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてです。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてです。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部の入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が今年度の文教警察企業常任委員会の委員となったところです。

私は、このたび委員長に選任をされました宮崎市選出の渡辺創でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

警察本部の皆様におかれましては、日々、県民の皆さんの生活の安全を守るため、また、犯罪に対処するために御奮闘いただいております。今、熊本でも大きな地震が起きて、その応援等も行われている非常時の中かと思いますが、まさに県民生活の日常の安全をきちんと守ると同時に、まさに、非常時において皆さんの力は問われる状況があると思っております。我々もその観点で1年間、しっかりと審議させていただきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

次に、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側になりますが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

続きまして、東諸県郡選出の中野委員でございます。

西都市・西米良村選出の押川委員でございます。

向かって右側になります。日南市選出の高橋委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木下主幹でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは次に、本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部長、野口でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

渡辺委員長を初め委員の皆様方には、文教警察企業常任委員会委員として御就任、まことにおめでとうでございます。

かねてから、本県警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。次第でございます。

さて、本県警察では、運営方針であります県民の期待と信頼に応える力強い警察実現のため、県民の皆様が安全で安心して暮らせる社会を守るため、努力してまいり所存でございますので、委員の皆様方におかれましても、今後とも、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

本日は、年度初めの常任委員会であり、執行部の職員に変更がありましたので、私から執行部の紹介を行いました後、宮崎県警察の組織について、それから、平成28年度歳出予算についての2項目につきまして、警務部長から報告をさせます。

それでは、資料1をごらんいただければと思います。

執行部名簿は、建制順となっておりますけれども、席次につきましては、部長を第一列に配

置していますことから、名簿と席次順が異なりますので御了承いただければと思います。

まず、警務部長の新島警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の廣澤警視正でございます。

生活安全部長の鬼塚警視正でございます。

刑事部長の西警視正でございます。

交通部長の金井警視正は、現在、病気入院で欠席しておりますけれども、代理出席は、交通部参事官兼交通企画課長の橋本警視でございます。

警備部長の片岡警視正は、全国サミット会議で欠席しております。代理出席は、警備部参事官兼警備第一課長の河野警視でございます。

警務部参事官兼会計課長の時任警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の長友警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の黒木警視でございます。

総務課長の児島警視でございます。

少年課長の宮川警視でございます。

生活環境課長の重山警視でございます。

交通規制課長の中嶋警視でございます。

運転免許課長の首藤警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○新島警務部長 初めに、警察本部の組織の概要について御説明申し上げます。少し長くなりますので、座らせて説明させていただきます。

まず、本県警察の組織でございますが、お手元に配付しております資料2、宮崎県警察の組織についてをごらんください。

本県警察は、宮崎県公安委員会の管理のもと、警察本部に5部24課1所4隊を置くとともに、警察学校を附置し、さらに、県内に13警察署を設置しております。

警察本部各部の業務の概要でございますが、警務部につきましては、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部につきましては、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部につきましては、殺人、窃盗、詐欺等犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取り締まり等組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、交通部につきましては、交通安全対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関することなどを、それぞれ所掌しております。

また、警察署には、その下部機構としましては交番及び駐在所など172施設を設置し、県民の安全と平穩の確保に努めているところであります。

次に、本県警察職員の定員につきましては、平成28年4月1日現在、警察官2,026人、一般職員321人、合計2,347人であります。

なお、本年春には、全国的にストーカー・DVを初めとする人身安全関連事案が増加傾向にあることから、警察本部の生活安全部、刑事部及び警察署に専従員を増員配置して人身安全関連事案への対策を強化したほか、全国的に振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害は、憂慮すべき情勢にあり、本県でもその対策が急務でありますので、捜査第二課に増員配置して特殊詐欺対策を強化したところでございます。

このほか、銃砲、風俗営業、警備業などの許

認可事務に関して、合理的な許可等事務の管理と組織的対応力の強化を図るため、生活環境課内に許可等事務管理室を設置するなど、本県警察の運営重点であります県民の期待と信頼に応える力強い警察の確立を目指した組織改編を実施したところであります。

続きまして、警察本部の平成28年度歳出予算の概要等につきまして御説明いたします。

本県警察では、平成28年の運営方針を県民の期待と信頼に応える力強い警察とし、運営重点として、事態対処事案への迅速・的確な対応等の7項目を掲げておりますが、歳出予算は、この運営重点を柱とした各種施策を実行するための事業費と治安維持に必要な経費を措置しております。

それでは、お手元にお配りしております資料3、平成28年度歳出予算についてをごらんください。

最初に、1の平成28年度予算の概要について御説明いたします。

警察本部の平成28年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、271億4,958万9,000円であります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、勤勉手当の支給率が0.1カ月分ふえたことなどにより5,617万1,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、平成28年度予算において、道路交通法の一部改正に伴うシステムの改修費等が多額となることなどから、1億6,393万4,000円の増額となり、総額では、2億2,010万5,000円の増額、率にしますと対前年度比0.8%の増となっております。

次に、2の主な事業について御説明いたします。

なお、それぞれの事業の頭に㊦と表示してお

りますが、㊦とは平成28年度の新規事業でございます。そのほか、頭に何も表示していないものは既存の事業でございます。

それでは、平成28年度の主な事業を順番に御説明いたしますので、次のページの資料をごらんください。

まず、資料3の1の「警察航空機（ひむか）性能強化整備事業」ですが、事業の目的につきましては、警察航空機ひむかは警察のヘリコプターですが、空気中に浮遊する火山灰を構成する物質である二酸化ケイ素が、飛行中にエンジンの燃焼による熱により溶けてしまい、エンジン内部に付着して、その結果、エンジン性能が低下し、航空法に基づく基準を満たさなくなり飛行できなくなりましたことから、平成27年度2月補正予算において予算額を増額し、エンジンの交換を実施したところです。

そこで、平成28年度におきましては、同様の症状を発生させないために、エンジンに流入する火山灰等の異物を除去するためのフィルターを整備するものであります。

事業の概要としましては、警察用航空機は、平成23年3月に警察庁から配備されておりますが、今後同様なふぐあいを生じさせないため、機体・エンジンメーカーが推奨するIBFと呼ばれる、いわゆるフィルターをエンジンの吸気口付近に設置することにより、エンジンの性能低下を防止するものであります。

なお、整備費用の約半分は国の補助金が充当されます。

事業効果としましては、警察用航空機は、犯罪捜査や災害時の被害状況及び被災者の確認、また、人命救助等で活躍しておりますが、フィルター設置後は、さまざまな状況下でも飛行することが可能となり、新燃岳を管轄する当県に

においても、火山の爆発など災害時等における有事体制の強化が図られるものであります。

続きまして、次のページの資料3の2をごらんください。

「運転免許保有者の認知症等対策推進事業」につきまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、高齢社会の進展に伴い運転免許保有者も高齢化が進み、全国的に加齢による認知機能及び身体機能の低下、または、脳梗塞、てんかん等、一定の病気に起因する重大事故が後を絶たない状況であり、当県におきましても、昨年10月に宮崎駅前におけるてんかんの持病がある高齢運転者が歩道を暴走し、死傷者7名を出す悲惨な事故が発生しております。したがって、病状によっては、免許の停止や取り消し、または返納が必要な場合もございます。

そこで、運転免許保有者の病気等による運転への影響を判断するためには、免許更新時等の病状の確認や運転適性相談への対応が重要となります。こうした観点から、認知症や一定の病気を抱えている方、加齢により運転に不安を抱えている高齢者やその家族からの相談に、よりきめ細やかに対応するための体制を強化し、交通事故抑止対策の推進を図るものであります。

事業の概要としましては、これまでも運転適性相談業務につきましては、警察職員が行っておりますが、本事業では、医療の専門的知識を有する看護師4名を非常勤職員として採用し、宮崎、都城、延岡の各免許センターに計4名配置して運転適性相談業務等を行ってもらい、相談体制のさらなる強化を図るものであります。

事業効果としましては、看護師の配置により、県民がより気軽に相談できる環境が整い、相談者が増加するとともに、医療の専門的な見地か

らの確な助言・指導を行うことで、医療機関への早期の受診や免許返納等がスムーズに促されるなどの効果が見込まれており、結果的にさらなる交通事故抑止が期待されるものと考えております。

続きまして、次のページの資料3の3をごらんください。

「道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業」につきまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、改正道路交通法が平成29年3月に施行予定であり、75歳以上の高齢運転者対策及び準中型免許という車両総重量3.5トン以上7.5トンまでの車両を運転できる免許種別が新設されることにより、各種整備を行うものであります。

事業の概要としましては、新しく導入される準中型自動車3台の購入、同免許の技能試験に対応するための試験コースの立体障害物等改修費、75歳以上の高齢運転者を対象とした臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入に伴い、その対応に多大な時間を要することから非常勤職員4名の増員、また、これらの改正に伴い、運転免許に関する各種電算システムの改修等を実施するものであります。

事業効果としましては、高齢者につきましては、安全運転に対する意識の醸成が図られるとともに、準中型自動車に関する整備を行うことで、同新規免許種別に対応した運転免許試験を適正かつ円滑に実施することができるものと考えております。

続きまして、次のページの資料3の4をごらんください。

「交通鑑識強化のための機器整備事業」につきまして御説明いたします。

事業目的につきましては、交通犯罪の解決を求める県民の期待に応えるためには、交通事故現場における正確な速度鑑定や挙動解析を実施する必要があります。

また、車両の損傷状況から判断する当事者間の過失割合の判定等、公平で正確な実況見分が重要で、そのためには交通鑑識の強化が求められるところであり、交通事故の現場において、高度・精密な交通鑑識活動を実施するための3次元測定器である3Dレーザースキャナーを整備するものであります。

事業概要としましては、交通鑑識の中心である警察本部の交通事故鑑識係に3次元測定器、3Dレーザースキャナーをリースにより配備し、県内における交通死亡事故等の重大事故に対応いたします。

現在使用しております既存の測定器では、25メートル当たり約12.5センチの誤差を生じておりましたが、3次元測定器は、25メートルで約2ミリの誤差しか生じないため、飛躍的に精度が向上し、また、現場の状況を測定後、最大でも6分程度で図面を作成することが可能となります。

そのほか、曲線道路を計測し、走行時の限界速度の分析、車両のタイヤ痕等から車両挙動の解析、車両の損傷状況から衝突速度を求めることが可能となるものであります。

事業効果としましては、正確な交通事故分析が可能となり、加害者・被害者の区別なく事故関係者にとって公平で公正な真相解明ができます。

また、短時間で交通事故現場の計測が可能であることから、長時間にわたり交通を遮断する必要がありません。

加えまして、警察官が道路上で作業する必要

がないことから、受傷事故防止も図られるものと考えております。

続きまして、次のページの資料3の5をごらんください。

「GIS（地理情報システム）による交通事故総量抑止対策事業」につきまして御説明いたします。

事業目的につきましては、県内において交通事故は日常的に発生し、平成27年中は、人身事故が1日当たり約26件、物損事故を含めると1日当たり約90件発生しております。

交通事故を抑止する方法として、交通事故の発生箇所、発生路線、発生時間帯及び道路形状等の詳細な分析に基づいた対策が有効とされており、そのために視覚的に分析できるGIS機能を有した最新のシステムを導入することにより、交通事故の総量抑止対策を推進するものがあります。

事業概要としましては、既存の交通事故事件捜査支援システムは、これまでの交通事故に係る各種情報を文字データで管理しているシステムですが、このシステムに、GIS機能を加え、蓄積された事故データを地図上にマッピングして、視覚的に交通事故発生地点の密度、路線、時間帯、エリア分析等を行うものであります。

事業効果としましては、交通事故の多発地点や時間帯等を視覚的かつ精密に絞り込むことが可能となることから、地点や時間帯を絞ったことにより効果的な交通安全教育及び交通指導取り締まりを実施することができます。

また、地図上にマッピングした事故データを、県警ホームページを利用して県民に対しても交通事故実態を視覚で訴えることができることから、よりわかりやすく効果的な広報啓発が期待でき、また、交通事故の総量抑止が図られるも

のと考えております。

続きまして、次のページの資料3の6をごらんください。

「証拠能力確保のための多機能カメラ整備事業」につきまして御説明いたします。

事業目的は、全国で重要・凶悪犯罪等の事件が報じられており、その検挙事例において街頭カメラ等の映像が大きな役割を果たしております。

大阪の繁華街において、少年と少女が連れ去られ、その犯人の特定に街頭カメラの映像を分析し、車両を特定した事例など記憶に新しいところでございます。

近年の刑事裁判では、視覚的立証が重要視され、特に写真やビデオカメラの映像は立証効果も高いところであります。

また、否認事件が増加するなど、捜査を取り巻く環境も変化しており、これまで以上に客観証拠によって事件を立証しなければならないことから、客観証拠を採証するための多機能カメラ、画像解析装置を整備するものであります。

事業概要としましては、犯罪現場などで鑑識係や捜査員が使用するデジタルカメラとコンパクトカメラを計85台、夜間でもカラー撮影が可能な夜間高感度カメラを1台、コンビニ等の防犯カメラの映像を鮮明化でき、また、持ち運びが可能なモバイル型画像鮮明化処理装置を1台、整備するものであります。

事業効果としましては、最新の機器の導入により客観証拠の採取、分析がより高度化され、立証措置への有効活用が図られることから、事件の検挙及び早期解決が図られるものと考えております。

最後に、次のページの資料3の7をごらんください。

「交通安全施設整備事業費」につきまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、交通事故及び交通渋滞の状況を把握し、交通管制センターの機能向上や信号機及び道路標識等を整備し、交通事故の防止や交通の円滑化を図るものであります。

事業の概要としましては、最初の交通管制及び信号機改良等整備費は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く事故が多発している道路や、市街地における歩行者の事故が多い道路及び交通事故が多発するおそれのある道路等の指定された道路区間において、交通管制や信号機のLED化等の信号機改良、道路標識の整備等に係る経費であり、国庫補助対象事業であります。

次の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費であり、県単独事業であります。

次の円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について信号機新設や道路標識等の設置を行うための経費であり、国庫補助対象事業であります。

次のコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、現在はコンクリート製である信号柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行する事業であり、国庫補助対象事業であります。

以上が事業の概要であります。これらの事業において、平成28年度は信号機の新設数を16基とする計画であり、前年度と比較して4基ふやしております。

事業効果としましては、交通事故や交通渋滞

の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化が図られ、県民の生命の保護と交通環境の向上が図られるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっと教えてください。デジタルカメラとコンパクトカメラの違いは何ですか。

○西刑事部長 一眼レフカメラということと、デジカメの2つの種類です。

○中野委員 みんなデジカメなのでは。

○西刑事部長 どちらもデジカメで、一眼レフと普通のコンパクトデジカメということです。

○緒嶋委員 ひむかの問題ですけれども、前から早くフィルターがつくことを期待しておるんですけれども、まだ、かなりの月数がかかるというようなことを聞いたんですが、特に、熊本のような地震があったときにも、宮崎から近隣の警察ヘリが全然動かないというのは、じくじたる思いじゃないかなと思うんです。やっぱり一日でも早く宮崎県に、返してもらわないといけないわけですが、このめどはことしの秋ぐらいというような説明じゃなかったかなと思うんですけれども、どうなっておるわけですか。

○鬼塚生活安全部長 ヘリがこちらに返ってくる時期ですが、もともとは4月、ゴールデンウィーク前に返る予定でございましたけれども、最後の点検の際にエンジン部分に、さらに別の故障が見つかりましたので、今、業者と修理について検討していて、早ければ5月中には返ってきます。

フィルターは、その間、業者が別につくっておりますので、一回返ってきて、フィルタ

一がつけられるまでの間は、また、こちらで活動いたします。

○緒嶋委員 であれば、フィルターがつくまでは飛行範囲をある程度限定しないと、新燃のほうを通るとまた、そういういろいろなものが付着するおそれはあるわけですね。

○鬼塚生活安全部長 そのとおりです。火山灰の二酸化ケイ素と申しますのは、通常、車の上に降る灰というのと違いまして、空中を浮遊しているものでございますので、必ずしも新燃岳近くだけにあるというものではございませんが、火山の近くも考慮しつつ、県内至るところで要請があれば活動をする予定でございます。

○緒嶋委員 ヘリが飛ばない期間は今までどのくらいあるわけですか。

○鬼塚生活安全部長 昨年11月に点検とエンジンの交換のために入りまして、11月から現在まで、それと、早くて5月までという形で、今、入庫しております。

○緒嶋委員 これは整備が整わなければ、100%の機能が発揮できないわけですので、こういうことは、一番残念なことであります。整備が完全に終わらなければどうにもなりませんけれども、できるだけ早く整備を完了して、県民の期待に応えられるような体制をとる必要があると思いますので、そういう気持ちで努力していただきたいと要望をしておきます。

○渡辺委員長 もし、ヘリとの関係がありましたら。いかがですか。

○中野委員 ちょっと一つ、いいですか。物質が空中に、何も火山灰だけじゃなく、空中にあるという話であれば、空中にある濃度によってフィルターをつけたり、つけなかったりするわけですね。そういうことであれば、みんなフィルターをつけとらんと、どこを走ったときにい

つ何がつかって、わからずに、故障の議論を、ずっと重ねてきたということになりはせんですかね。

○鬼塚生活安全部長 この二酸化ケイ素というのは、先ほど言いましたけど、目に見えないものですから、どこに浮遊しているのかよくわからないというところがございまして、議員が御指摘のとおり、濃度の測定とかいうのもできるのかどうか、ちょっとこちらわからないところがございます。ただ、メーカーに聞きますところによると、このような形でエンジンにふぐあいが起こったのはこの1機しかないということなので、地理的には非常に特異な状況であったのかなとは思ってます。

○高橋委員 フィルターの設置は、いわゆる永久的になるわけですね。だから、つけた後は万全な飛行機の状態になるということで理解をしいいんですよね。

○鬼塚生活安全部長 このフィルター設置によりまして、異物は99%以上、除去できるということで聞いておりますので、今後はこのような事態は起こらないと考えております。

○高橋委員 別の件でいいでしょうか。道路交通法の改正の関係で、これは、一ツ葉免許センターのことですね。それで、そこを確認した上で質問をしますけれど、新たな免許種別ができることによって、車両の購入とか立体障害物とか、いろいろ整備をされるわけですが、民間の自動車学校がありますよね。ここでは、こういう整備をしないと免許を取れないということですね。

○首藤運転免許課長 県内に17の指定校がありますけれども、今現在、10校が中型免許というのを実施しております。これが引き続き、準中型免許というのが試験できるという形で進んで

いくことになると思います。

○高橋委員 中型免許の機械があるから、7.5はちっちゃいから、そこをカバーできるということで理解をするんですね。

○首藤運転免許課長 中型免許で試験というのではなくて、新たに車の購入等はしていただくことになると思います。大きさが普通車と同じなんですけれど、高さが違いますので。それに伴った試験コースのポールの位置とか、その辺の改修等も必要になってきます。

○高橋委員 そこを私は質問をしたつもりなんですけれど、だから、道路交通法改正によって民間の自動車学校も施設整備をし直したということですね。

○首藤運転免許課長 まだ、やってはおりませんけれども、そうなってきます。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○押川委員 3の2でありますけれども、高齢社会の中で、本当に脳梗塞とかてんかんとか、いろんな病気あるいは認知症あたりもあるわけですが、これは免許更新のときに、適性判断か何かのときに相談を受けるとか、そういう状況になってるんですか。

○首藤運転免許課長 適性相談は更新のときにも受けますけれども、それ以外にも電話、訪れた人とか家族、その他大勢、相談を受ける体制をとっております。

○押川委員 こういう方というのは、病院あたりでもある程度症状がわかるから、そういう診断というのは出てると思うんですね。そういう方々が更新に来られて、より悪いという判断があったときには、もう免許更新ができないとか、そういうあたりまで踏み込んだ相談になるんですか。

○首藤運転免許課長 相談は、まず、更新に来

られた方は質問票にチェックをしていただいて、過去5年以内に意識を失ったとか、そういう病状がある方は、看護師さんが相談を受けて内容を聞きまして、それであれば診断書を提出していただきたいという相談をするわけです。その診断書が提出されて運転継続可という診断であれば、そのまま運転可ということです。運転がだめという形になりますと、取り消し、停止という形になってまいります。

○押川委員 わからない部分もありますけれども、個々の判断に委ねられる部分も出てくるかなという気がいたします。

それと、4名の方が宮崎、都城、延岡ということですが、何人か交代でやられるということでは理解をしいいんですか。1週間なら1週間、1人の方がずっとされるということじゃないわけですね。

○首藤運転免許課長 都城と延岡に配置してる看護師については、毎日勤務、非常勤職員ですので6時間勤務という形になります。宮崎センターにおいては2人おりますけれども、2人とも毎日勤務で6時間勤務という形で受けております。それぞれが受けるということになります。

○押川委員 それ以外の、例えば警察署管内で免許証更新があるときの対応はどうされる考えか、ちょっとお聞きをしたい。

○首藤運転免許課長 適性相談を警察署でも受けます。受けた者はシステムに入力しまして、宮崎免許センターでそのシステムを一元管理しまして、診断書の提出が必要とか、そういったものの指示等を行っていきます。警察署の場合は、受理したらそのままセンターに送るという形になって、センターから指示をしていくという形になります。

○高橋委員 関連です。あくまでもこれは自己

申告ですよ。だから、ここで全てをチェックすることはもちろんできないし、これはこれで私はある程度の効果は出てくると思うんですが、今までもやられてきましたけれども、高齢者クラブとか地域で福祉のサロンとかよくやっけてらっしゃいますが、そこに行って、やんわりと促していく、そういう地道な活動が必要なのかなと。あくまでも自己申告だから、本人は絶対運転免許を切りかえるために行ってるんだから、通常は自分の都合の悪いことは余り書かないですよ。そこら辺も承知の上でこの事業というのは取り組まれるんでしょうから、いろいろな地域の活動と連携していただくとある程度、効果も出てくるんじゃないかと思います。

○日高副委員長 免許は自主返納ということで、宮崎は車社会なんで、なかなか免許を返すというのは大変なことだと思うんですけど、高齢者となると、てんかんだりいろいろな可能性が出てくる場所であって、そういう高齢者向けに新たな交通機関に対する、例えばn i m o c aだったり、そういうものが便利に使われますよという。免許を持ってる方は、ふだん、車に乗ってる方というのは交通機関をほとんど利用されないと思うんです。そのときに、そういう指導法とかを免許センターでされると、じゃあ、免許を返しにいこうかなという思いになれるんじゃないかなと思うんです。

僕も実際、最近ですけども、去年からバスに乗り始めたんですが、ずっと乗ったことがなかったんですけど、実際に乗ってみると、ああ、結構使えるな、便利なんだなということもあったので。そういう免許センターで高齢者向けの方に、例えばタクシーはふだんの人よりも安く乗れますよとか、そういう部分を指導していくのもいいんじゃないかなと思うんですけれ

ど、そういう形は全くとられていないんでしょうか。

○橋本交通企画課長 今の御質問にありました制度につきましては、私たち、運転免許返納メリット制度というくくりで把握をしてるところでございます。これは、各地区によってさまざまな制度があって、例えば、交通機関の料金の、バスの料金の低減であったり、入浴、宿泊割引であったりとか、いろいろです。

今、副委員長がおっしゃられました、高齢者に交通の利便を図るという制度も、全般ではございませんけれども、県内各地であるところでございます。これを自治体も含め、関係機関、団体とあるいは民間業者と連携して拡充を進めているところがございます。28年3月現在で85制度、225事業所ということで、バス会社、タクシー会社なども含めて取り組んでいただいているところでもあります。この情報を運転免許課、同じ交通部でございますので情報を共有して、その方の居住地に合ったメリット制度があるのかという教示はやってまいりたいと考えているところがございます。

○日高副委員長 ありがとうございます。確かに、その地域によってメリットの部分も違うと思いますので、一人でも多くの方に拡充をお願いいたします。

○有岡委員 4番になりますが、3Dレーザースキャナーについてお尋ねしたいと思います。

この予算の中で5カ年事業ということで、リース事業となっておりますが、これは、機材としては1台の機材ということでよろしいんでしょうか。

○橋本交通企画課長 28年度に措置しましたのは、1台を導入するというところがございます。警察本部の交通鑑識に導入をいたしまして、県

内で複雑な事故とか精密な捜査が必要な事故に、現場に持って行って測定をするということで、この効果が広がれば、将来的に拡充をしたいと考えているところでございます。

○有岡委員 ちなみに、今おっしゃるように、今後それぞれ普及をされれば警察官の負担も減るということで大変いいことだと思うんですが、リースでなければなかなか難しい、購入するまでの技術が、まだそこまでスキルがないとか、そういった事情があって、購入ということは今後、考えるということではよろしいのでしょうか。

○橋本交通企画課長 非常に高価、精密な機械、それからソフトでございまして。それをずっと維持すること、ランニングコスト等を考えますとリースが妥当であるという考え方で、今リースを新年度予算で措置をいただいたところでございます。

○中野委員 私は今回の震災をいろいろ見ていて、自助、共助とかありますけれど、警察としての役割の中で今回の地震情報をとったりする中で、例えば、まだ、交番が倒壊をしたとか、そういう情報はなかったですけど、今回の熊本の地震を受けて、県警としてこういうところは教訓として、あるいは、今後、県警としては何か新たな対応をすべきだとか、そういうことはなかったですか。

○河野警備第一課長 現在、各部門、各警察署に対しまして、今、委員が言われたとおりアンケート調査を実施しております。その結果を受けまして、それを集約しまして、全てフィードバックをしまして、今後の警備活動に生かしていきたいと考えておるところでございます。

○中野委員 熊本で交番所の倒壊とか、そういうのはなかったんですか。

○河野警備第一課長 一部、損壊をした部分は

あると思いますけれども、全倒壊とか、そういう報告は現在のところ受けておりません。

○中野委員 ぜひ検証をしてもらって、検証を生かして災害対応をお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 私は高千穂なんですが、一番熊本地震に近かったんですけども、橋が落ちたところは落ちて、熊本へは交通路等が閉ざされたような感じになるわけです。そういうときの連携というのは、両県の県警ではどういう形でストップ、これは通行どめとかいうタイミングとか、ここはだめだとかいうのは、それはどういう時点で決めるわけですか。県境を挟んだ場合。

○橋本交通企画課長 まず、交通の規制の状況と申しますか、その情報は、所轄県警から受けるという状況にしか入手手段がございません。これにつきましては、早急に警備部と情報を共有して部隊活動の際のルートを決定する、あるいはそれに見合う交通信号の整理要員が必要かという点につきましては、交通部で判断をするという体制になっております。

○緒嶋委員 これが、信号機もだめだとかいうことになると、直進する、右折、左折をする車があると、事故の大きな要因にもなるわけです。これは仕方がないことだけれど、そういう県内の場合は割と統制がとれやすいと思うんです。あれだけの地震があって熊本との連携をとれといっても、信号も電話もうまくいかないというようなことになると、緊急的な連携というのは、今度の場合は熊本が中心で、大分も絡んでおりますけれども、宮崎県の高千穂は割と被害が少なかったにせよ、震度5強ぐらいはあったから揺れは激しくて、落石とかあったけれど、そういう中ではお互いの警察の使命は、安全安心という意味からも、被害は少なくとも今後教訓に

すべきところが幾つもあるんじゃないかなと。

そういうことでは、まだ今は熊本も、大分もああいう状態だから、そういう事後の、今までのことを精査をするような時期ではないと思いますけれども、今後においては、宮崎でまた南海トラフとかいう巨大なものが発生したら、実際これは大変なことになると思うんです。私はパニック状態になると思うんです。そういうことを含めた場合、最悪を想定した、警察業務というのはどうあるべきかということを常日ごろ私は検証というか、検討することは大変重要じゃないかと思えます。

想定外ということはある程度想定したものを考えていかないと、そういうことはあり得てはだめで、今度の震度7が2回来るというのは今までに想定はなかったわけです。それが、想定外が来て被害が大きくなったということ。だから、想定外も想定のうちに入れて議論をするというのが今からの大きなテーマになってくるんじゃないかなという気がしますので、警察としてどうあるべきかということは、これは警察庁を中心になるのかもしれませんが、十分な議論というか、検討はしてほしいなということを強く、要望をしておきます。また、気象庁はまだ活発な地震活動が行われておると言われておりますので、はっきり言って、もう何が起こるかわからんわけです。そういうことを考えた場合に、警察はやはり安心安全のためにどうあるべきかということは、常日ごろやっぱりそういうものを頭に置きながら業務を進めてほしいなということを強く要望をしておきます。

○橋本交通企画課長 ただいまの要望に関して1点だけ。

警察には、広域緊急援助隊、これは刑事部門、交通部門、それから救援部門ということで平素

から組んでおります。隊員を指定しております。交通部門で申し上げれば、交通部、中心は交機隊と高速隊、12名の隊員が指定になっておまして、今回の熊本地震におきましては、14日の深夜、まだ目的地、任務もないまま熊本に出発をしたところでございます。向こうに着きまして、具体的任務付与を受けて配置についてということでございます。

○河野警備第一課長 今、広域緊急援助隊というお話がありましたけれども、さっきの、緒嶋委員の質問と関連をしますけれども、広域緊急援助隊というのは、警備部隊、交通部隊、刑事部隊からなっております。これは、阪神・淡路大震災、東日本大震災を受けて、拡充をして強化をしておるところでございます。この部隊は全国に展開をいたします。今、緒嶋委員が言われたように、県境であった場合はこういう広域緊急援助隊が出ます。その交通部隊が、先ほど質問にされたのには対応をいたします。今回の熊本地震では3号線、ここで信号が滅灯をしております。ですから、手信号で警察官を要所、要所に使って、宮崎部隊の交通部隊は3号線でその交通路を確保したという状態でございます。

○緒嶋委員 いいですか。特に、時任前署長がおられますけれども、高千穂署なり小規模は、応援に行きたくても行く陣容がないわけです。今度の新しい署長さんに応援に行かれましたかって聞いたところ、いや、地元を守るために応援に行くだけの陣容がありませんので、言われたようなことで対応をしてもらいましたということでありました。やっぱりそれぞれの事情があって、いつまた大きなのが来るかわからないと、高千穂署の場合は自分のところを守るのが先だというようなこともあって、そういう点では、行きたくても行けるような陣容ではあり

ませんということでありませす。そういう組織が充実することは大変重要だと思ひますので、今後ともそういう配慮のもとに機動的に行動ができるように、ぜひ頑張つてほしいと思ひます。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終わります。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となつたところでございます。

私は、このたび委員長に選任をされました宮崎市選出の渡辺創でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

教育委員会の皆さんにおかれましては、宮崎の未来を担う世代の皆さんなどを中心に、多岐にわたつた業務に取り組んでいただけてるところと理解をいたしております。国体等も控えて、さまざまな案件、重要な案件が多いかと思ひますので、我々も一生懸命、1年間、務めてまいりますので、ひとつよろしく願ひいたします。

次に、委員の皆様を紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かつて左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

西都市・西米良村選出の押川委員ございま

す。

向かつて右側になります。日南市選出の高橋委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木下主幹です。

副書記の西久保主幹です。

それでは次に、教育長の御挨拶、また、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○四本教育長 4月1日付で教育長に就任をいたしました四本でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

委員の皆様には、かねてから本県教育の振興のため、御指導、御鞭撻を賜り、心から感謝を申し上げます。平成28年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意努めてまいる所存であります。委員の皆様御指導、御鞭撻をよろしく願ひ申し上げます。

説明に入ります前に、熊本・大分両県を震源とする地震に関して、県内の学校や児童生徒等への影響について御報告させていただきます。

今回の地震により本県の学校等の施設も一部、ひび割れや水漏れ等の被害が出ておりますけれども、休校の措置をとつた学校はございませんでした。また、今回の地震等による児童生徒の心のケアにつきましても、スクールカウンセラー等の活用や圏域を越えての派遣について、既に地元教育委員会に通知を行い、学校や児童生徒に対するきめ細かな対応を図ることとしております。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、教育委員会事務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

教育次長（総括）の片寄元道です。

教育次長（教育政策担当）の川越良一です。

教育次長（教育振興担当）の坂元巖です。

総務課長の亀澤保彦です。

財務福利課長の西敏夫です。

学校政策課長の飯干賢です。

学校支援監の金子文雄です。

特別支援教育室長の川越浩司です。

教職員課長の西田幸一郎です。

生涯学習課長の恵利修二です。

スポーツ振興課長の古木克浩です。

文化財課長の向井大蔵です。

人権同和教育室長の米村公俊です。

県立図書館長の福田裕幸です。

県立美術館副館長の四位久光です。

県総合博物館長の長友重俊です。

県立西都原考古博物館長の田方浩二です。

県埋蔵文化財センター所長の谷口武範です。

なお、課室長補佐につきましては、資料1ページの名簿の記載をもって紹介にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2ページをごらんください。

教育委員の構成についてであります。教育委員は5名であります。島原俊英委員ほか、ごらんのとおりであります。

次に、3ページをごらんください。

第二次宮崎県教育振興基本計画であります。本計画は、昨年9月に県議会で議決をいただいたものであります。

一番上の四角囲みにありますように、計画のスローガンとして、未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくりを設定するとともに、その下の四角囲みにありますように、本計画を通して目指す具体的な人の姿を3つの目指す県民像として設定をいたしました。ページ下、5

つの四角囲みに示しているとおり、5つの施策目標を掲げ、目指す県民像の実現に向けて、今年度もしっかりと取り組んでまいります。

次に、4ページをごらんください。

教育委員会の平成28年度当初予算であります。表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。一般会計の合計は、1,072億8,525万9,000円であります。

また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は、14億8,391万9,000円であります。

総額は、一番下の欄に記載をしておりますように、総計で1,087億6,917万8,000円であります。2つ右の欄になりますが、これは、平成27年度6月補正後予算額に対しまして2億2,358万7,000円の増、率にしまして対前年比100.2%となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示ししております。

また、次の6ページから14ページまで、各課室ごとの組織及び事務を記載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、15ページと16ページを、あわせてごらんください。

先ほど御説明いたしました第二次宮崎県教育振興基本計画の施策の体系に沿いまして、平成28年度の教育委員会の主な事業をお示ししたものでございます。

私からの説明は以上でございますが、引き続き、担当各課室長から17ページ以降に示しております主要事業につきまして、さらに、その他の報告事項として、平成28年度の家庭教育を支援するための施策の取りまとめについて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○飯干学校政策課長 学校政策課関係につきまして、委員会資料により新規・改善事業を御説明いたします。

常任委員会資料の17ページをごらんください。

新規事業「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。我が国や県の将来を担う人財を育むためには、子供たちにしっかりとした学力を身につけさせることが重要であります。このため、子供たち一人一人が、「分かる！できる！」授業づくりに向けた取り組みを進め、確実な学力の向上を目指してまいります。

2の事業の内容であります。①学力について確実な実態把握と分析及び情報提供の推進では、①にあります県独自の学力テスト、みやぎ小中学校学習状況調査において対象学年を拡大いたします。

また、②、③にありますとおり、調査結果の集計システムの改修や各学校で学力分析ができるプログラムを開発してまいります。

(2)教職員の意識改革の推進では、①から④にあります各学校の課題等に柔軟に対応する支援体制の整備等により、各教科の指導力や学力向上対策の普及・啓発を図ってまいります。

最後に、(3)市町村との連携強化の推進では、県と市町村職員等による学力向上推進委員会を設置し、課題や効果的な取り組みの共有など、県と市町村が一体となって学力向上を推進してまいります。

3の事業費は、1,534万6,000円であります。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりです。

次に、18ページをごらんください。

新規事業「“確かな学力”を育む高校授業改革

推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。急速な社会の変化に対応するため、生徒には基礎基本の確実な定着に加え、課題の本質を捉え、解決・発信する力が求められています。

そこで、生徒がみずから課題解決に取り組み、その成果を発信できる力を身につける授業を推進することで、確かな学力の育成を図ります。

2の事業内容であります。まず、(1)学校が変わるでは、各県立高校が授業改革に取り組み、校内研修会や公開授業等を実施したり、授業改革体制づくりの核となる教員の養成を図ります。

(2)教員が変わるでは、教科指導の核となる授業改革推進リーダーを任命した公開授業の実施や教科別の授業改革に係る研修会等を実施して、教員の意識や教科指導力の向上を図る取り組みを行います。

(3)生徒が変わるでは、探求型の学習活動に取り組む学校が研究成果の発表会を実施したり、授業改革推進リーダーが講師となり、大学進学を希望する生徒に対する合同学習会を実施し、これからの入試に対応できる力を育成します。

3の事業費は、554万円であります。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりです。

次に、19ページをごらんください。

新規事業「将来の社会的・職業的自立へ向けた宮崎県キャリア教育推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。若者が働く上でさまざまな課題がある現在、本県の子供たちが社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことで、将来、社会の一員として人生を豊かに生き抜き、社会貢献

を果たすことができることを目指すものであります。

2の事業の内容であります。が、(1)の子どもたちが働くうえで必要となる基礎力をつける取組では、ライフプランナーによる授業を実施し、自分の将来設計をシミュレーションして、将来の目標を実現する手段を学ばせます。

また、労働局の職員による講習会を行い、労働基準法など、社会において必要な基礎知識を身につける取り組みを推進します。

(2)の産学官が連携したキャリア教育の推進では、まず、産学官代表によるキャリア教育推進のための会議を開催します。

また、学校と地域社会、企業が一体となって、社会人が講話を行う「よのなか教室」の実施や、学校と地域や企業が一体となった研修会などを行い、キャリア教育の推進に取り組みます。

さらに、キャリア教育の先進モデル地区の取り組みを全県的に広げてまいります。

3の事業費は、766万8,000円であります。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

次に、20ページをごらんください。

改善事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。が、児童生徒のさまざまな問題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの役割は大きいものがあります。

本県においても、年々スクールソーシャルワーカーの派遣要請がふえており、現在の配置数では十分な対応が難しい状況になっておりますので、スクールソーシャルワーカーの増員とともに、資質の向上を図ることにより、学校の教育相談体制の充実を図るものであります。

2の事業の内容であります。が、(1)にありますように、スクールソーシャルワーカーの配置人数を4名ふやし12名とします。

あわせて、総稼働日数を本年度の800日から約2倍の1,500日とし、小中学生に加え、高校生の問題にも対応できる体制をつくります。

また、(2)にありますように、スクールソーシャルワーカーの資質向上と人材確保のため、協議会の増加や大学など関係機関との連携を強化していきます。

3の事業費は、2,026万7,000円であります。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

次に、21ページをごらんください。

新規事業「見る、知る、体験する！高校生の県内企業理解推進事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。が、本県が活力ある社会を維持していくためには、人口減少の要因の一つである社会減を防ぐ必要があります。

平成27年3月卒業の本県高卒者の県内就職率は54%と、全国的に見ても低い水準であり、若者の地元定着が喫緊の課題となっております。

そこで、本事業は、生徒や保護者、教職員に県内企業の魅力を理解させ、県内就職率の向上とミスマッチによる早期離職防止を図ることを目的としております。

2の事業の内容であります。が、(1)では、産業関係団体と学校をつなぐ就職支援エリアコーディネーターを配置し、企業側から学校へ、継続的かつ積極的に情報発信できるネットワークの構築を行います。

(2)では、生徒や保護者、教職員を対象とした企業見学会や、企業が直接技術指導を行う外部講師派遣など、県内企業が自社のよさをア

ピールできるシステムを構築するために産業関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

3の事業費は、2,556万3,000円であります。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりです。

○川越特別支援教育室長 それでは、資料の22ページをお願いいたします。

新規事業「キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景をごらんください。

特別支援学校高等部において、就労につながる意欲や技術を育成する本県独自の技能検定でございます特別支援学校流通サービスチャレンジ検定の実施やセミナー等の実施、企業等への就労に向けた理解啓発を強化することで、特別支援学校高等部生の就職率の向上と自立支援を図ることを目的としております。

次に、2の事業の内容ですが、まず、(1)の特別支援学校における自立支援体制の充実としまして、清掃業務の「メンテナンス」、接客業務の「喫茶サービス」、文書の配送準備業務の「事務サービス」、商品の点検補充業務の「商品管理」の4つのチャレンジ検定を特別支援学校を会場に県内4カ所で行いますとともに、担当教諭を対象に、作業学習指導者養成研修を実施いたします。このチャレンジ検定でスキルアップを図る4つの技能は、将来、就労する際、どの職場でも必ず求められる基礎的な力であると考えております。

また、キラリ！自分発見、夢実現セミナーでは、特別支援学校の卒業生などを招き、仕事と余暇について講演会を年1回、全ての特別支援学校で実施いたします。

次に、(2)企業等への理解啓発としまして、

特別支援学校自立支援推進員5名を5校に継続して配置し、職場開拓や就労、離職防止、生活に係る相談を実施いたします。

また、企業のための学校見学会では、企業関係者に学校に来ていただき、技能検定や作業学習の見学会を全ての特別支援学校で年1回実施し、特別支援学校の取り組みを広く知っていただき、雇用に結びつけてまいります。

さらに、チャレンジ検定啓発プロジェクトとしまして、毎年、工業会が中心となって実施している、みやぎテクノフェアに参加して、チャレンジ検定上位者の生徒による清掃や接客などのデモンストレーションを行うとともに、作業学習で製作した作品を、複数の特別支援学校が協力しながらコラボ展示や販売を行ってまいります。

3の事業費は、185万9,000円でございます。

4の事業期間は、平成28年から30年度までの3年間です。

5の事業効果ですが、障がいのある多くの生徒が検定等を通して技能を身につけ、意欲を高め、一般就労することにより、働く喜びや余暇の楽しみを実感し、生活の質を向上させることができると考えております。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課でございます。資料の23ページをごらんください。

新規事業「「日本一の読書県」を目指した総合推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。読書は、知識を得たり、心を耕したり、社会を生き抜く力を養ったりする上で大変重要であり、本事業は、子供から大人まで生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進するものであります。

2の事業の内容であります。1は、本や読書の魅力をさらに深めていくために、ブック

フェアの開催や、県民からアイデアを募り、県民の皆様が実施主体となる提案型モデル事業を実施するものであります。

(2)は、学校や地域での読書活動の充実を図るためには、その推進役となる方々の専門性を高めることが重要ですので、各学校の図書館担当職員や公立図書館職員の研修を充実してまいります。

(3)は、県民が気軽に図書館の本を利用できるよう、新たな図書流通システムを導入するものであります。

24ページの上の図の右下にあります四角囲みをごらんください。

新しい図書流通システムでは、利用者のニーズに素早く対応するため、本の発送を毎日行うことにより、利用者に届くまで最長10日ほどかかっていたものが、依頼日の2日後には最寄りの図書館に届くこととなります。また、宅配サービスも実施します。

次に、下の図をごらんください。

図書館未設置自治体等へのサービスのさらなる充実を図るために、長年にわたり実施しておりました移動図書館車「やまびこ」による配送から、民間業者を活用した新しい配送方法へと見直しを行うものであります。

年3回、1カ所1回当たり500冊程度の本を公立図書室や僻地の学校等に送付します。4カ月は学校等が自由に本を活用することができ、4カ月たつと新たな500冊の本と入れかえを行いますので、年間1,500冊の本が学校等に配送されることとなります。

この方法により、これまで年3回の巡回で、児童生徒1人当たり1回に3冊程度しか借りることができず、選ぶ時間も限られていたものが、じっくりと本を選び、多くの本に触れることが

可能となります。また、これまで以上に、県立図書館職員が市町村図書室などへ専門的な支援を行うこととなります。

3の事業費であります。3,295万5,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりであります。

次に、25ページをお願いいたします。

新規事業「みんなで育てるみやざきっ子」推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。地域社会や家庭における教育力の低下の懸念の声がある中で、学校、地域、家庭が相互に連携し、地域全体で子供を育てる必要性が一層高まっております。

そこで、学校を核とした地域力強化のための体制整備と、それらの取り組みを担う人財の育成を一体的に行うことで、県民全体で子育てを支援する地域づくりを目指すものであります。

2の事業の内容であります。1)は、これまで実施してきました学校支援地域本部放課後子供教室に加え、土曜日の教育支援体制等構築事業を導入し、地域全体で学びを支援する体制整備を平日から週末等まで拡充いたします。

(2)は、子供の学びの支援を円滑に行うための人財を育成するものです。学校と地域、企業等との連携を強化するために、アシスト企業連絡会や県民総ぐるみ教育推進研修会、コーディネーター等研修会を実施します。また、地域の教育力を向上させるために、県教育委員会教育長の表彰や実践研究交流会等を実施します。

3の事業費であります。5,441万8,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりです。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

○古木スポーツ振興課長 資料の26ページをごらんください。

新規事業「国体準備スタートアップ事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、2巡目国体の着実かつ円滑な準備を進めるため、県、市町村、競技団体等からなる県準備委員会の設置準備や、県有主要体育施設の整備等に関する調査研究を行うものでございます。

2の事業の内容でございますが、(1) 県準備委員会の設置準備につきましては、副知事をトップとする庁内検討会議を開催するとともに、組織体制等の検討や、市町村や競技団体等との調整を図りながら、県準備委員会の設置に向けた準備を行います。

また、(2) 施設整備に係る調査研究では、県有主要体育施設の整備に関する施設の機能、整備環境、スケジュール等の調査研究をコンサルタントに委託して実施いたします。

3の事業費でございますが、1,897万4,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、資料の27ページをごらんください。

改善事業「宮崎から世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、全国大会や国際大会で活躍できるジュニア選手の発掘・育成を行うことで、将来、本県や日本のリーダーとしてスポーツ界を牽引できる人材の育成を図るとともに、本県出身者のオリンピック競技大会など国際大会におけるメダル獲得や、

2巡目国体における天皇杯獲得を目指すものでございます。

2の事業の内容でございますが、(1) 事業推進体制の設置では、選手の募集や発掘、育成プログラムの作成など事業全般を総括する専任マネージャーの配置を行います。

(2) 募集では、発掘PRのために対象となる県内小学校4年生と6年生全員へのリーフレット配布や、大型商業施設などにおいて活動状況の展示を行います。

(3) 発掘（オーディション開催）では、30メートル走や反復横跳びなどの測定や個人面談等を行い、体力・運動能力が特にすぐれ、高い志を持つ子供を選考することにしております。

(4) 育成では、身体能力を高めることはもとより、トップアスリートに必要なコミュニケーションスキルの向上や、発掘した子供の可能性を生かせる競技を探るプログラムの実施、子供たちの成長を支援していく体制づくりを進めてまいります。

3の事業費でございますが、1,801万1,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、資料の28ページをごらんください。

新規事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、県民の悲願となっております本県初の甲子園優勝に向け、選手の育成・強化や指導者の養成を充実させ、本県代表校の支援を強化していくものがあります。

2の事業の内容でございますが、(1) チームサポート強化事業では、メンタルコーチやトレ

ーナー等を活用し、試合の重圧に負けないメンタル面の強化や、選手のけが防止に必要なトレーニング方法等の実践など、総合的なサポートを行います。

(2) エース&スラッガー育成事業では、甲子園で勝つために必要なチームの柱である中心投手、中軸打者の育成、支援を行います。

(3) 指導者養成支援事業では、指導者の資質向上のために、全国優勝校監督等の講演会を行います。また、各学校の監督・部長はもとより、広く県民に参加を呼びかけ、県全体として甲子園優勝への機運を高めます。

(4) 県中学生選抜チーム支援事業では、県下全域から中学生のすぐれた選手を集め、選抜チームを編成し、強化合宿や他県との合同練習、さらには全国大会への出場への支援を行い、将来、高校球児として活躍する中学生選手の育成を行います。

3の事業費でございますが、396万6,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりでございます。

○向井文化財課長 資料の29ページをお開きください。

改善事業「めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやざきの民俗芸能活性化事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。現在、神楽のユネスコ無形文化遺産への登録を目指し、取り組みを行っているところでありますが、登録をされるためには、これまで以上に県民の気運の醸成や県外へのアピールが必要となってきているところであります。

そのため、調査研究や映像記録及びみやざきの神楽を紹介したガイドブックの作成を行いますとともに、県外の国指定神楽保存団体との連

携を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、県内の民俗芸能につきましても、保存・継承を図っていくものであります。

2の事業の内容であります。①めざそう世界無形文化遺産！みやざきの神楽魅力発信事業につきましては、①であります。県内外の有識者で構成いたします神楽魅力発信委員会による調査・研究を進め、引き続き基礎資料の蓄積を行ってまいります。

②であります。みやざきの神楽をわかりやすく紹介したガイドブックを作成し、県内外に本県の神楽の魅力を発信したいと考えております。

③であります。県外の神楽団体との連携を進めまして、九州の国指定神楽の保存団体からなる協議会を設立し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた体制の構築を図りたいと考えております。

(2) 文化財伝承活動支援事業といたしましては、①であります。民俗芸能保存団体などが行う用具整備等につきましても支援を行いますとともに、②にありますように、文化財愛護少年団の交流活動への支援や博物館の民家園を活用した民俗文化体験事業などを実施いたしまして、ふるさと宮崎への愛着や誇りを育むものであります。

3の事業費につきましては、1,152万5,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりでございます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課であります。家庭教育支援条例に係る本年度の施策や推進体制について御報告いたします。

常任委員会資料の30ページをお開きください。

平成28年度の家庭教育を支援するための施策

の取りまとめについてであります。

本年4月1日に施行となりました本条例は、全18条で構成されております。1の各課・室が実施する事業一覧の左側にありますように、第11条から16条は、県が家庭教育を支援するための施策の基本となる事項として定めてあります。

本資料は、本年3月に、各条文に係る施策について関係部局に照会をかけ、取りまとめたものであります。例えば、11条、親になるための学びの支援に関しましては、教育庁では、生涯学習課が、みやざき家庭教育サポートプログラム普及事業、特別支援教育室が、共に学び支え合う理解啓発充実事業に、知事部局では、こども政策課が、子育てに優しい環境づくりサポート事業などに取り組んでおります。

次に、31ページをお開きください。

2の全県的な家庭教育支援の推進体制の中ほどに、関係課・室の詳細を記載しております。

関係課・室は、総合政策部、総務部危機管理局、福祉保健部、商工観光労働部、農政水産部、教育庁、警察本部の7部局16課・室でございます。

続きまして、関係課・室が連携し、取り組むための推進体制について説明いたします。

上にあります家庭教育支援庁内推進会議は、教育振興次長を座長に、関係各課・室長を対象に、年2回ほど開催し、推進方策について検討をします。

その下の家庭教育支援庁内連絡会は、その作業部会として担当者を対象に、年3回ほど予定しております。

また、県当局の施策に対する県民の声を伺う機会として、家庭教育支援推進協議会等を設けております。

このように、県当局としましては、まずは、

条文・条項に沿った体系的な施策の実施と部局の垣根を越えた体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本年度の実績報告の予定について申し上げます。

本条例の第18条に、年次報告として、「実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする」とありますので、本年度の実績の報告は、来年度の常任委員会で行う予定にしております。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 学校政策課の事務分担、これを見ますと、学力向上担当というのは学校政策課だけであります。やっぱり教育委員会がいろいろ新規事業をやる。これは、事業をやるのが目的じゃないんですよね。私は手段だと思ってるんです。こういう事業を行うことによって、結果としてどうなったかということになるわけです。教育長、それから教育次長、みんなかわられました。いろんなグローバル人材をつくる、何々をすとか、いろんな教育の中で書いてあるけれども、私は、その基本になるのがやっぱり義務教育の理解度だと思ってるんです。やっぱりそこが基本で、いろいろ次に発展をしていく。だから、私は一つ疑問、読書日本一とかいう事業、これも何か目的が、読書を何のためにするかって。私は、いろんな知識を吸収すとか、生き方を学ぶとかそういうのが目的であって、これを見てると、何か本を読む機会を与えるのが目的みたいになっているので、私は学力向上ということを、もうちょっと真剣に考えてもらいたいんです。

ただ、全国学力テスト、これは私立学校が入っ

てないから、それは番数の問題はあるでしょう。ただ、宮崎県と秋田県の1位のところ、平均点数が9ポイントから、かなり違うわけです。宮崎県の平均点数を見ると、いわゆる平均点数にいつてるのは国語Aだけです。みんな平均点数以下。私は、教育長もかわったことだし、ここをしっかりと取り組んでもらいたいです。まずは、基本的な学力ができんのにグローバル人材の育成とか、私はそんなのはおこがましいと思ってる。

そういうことで、教育長、それから総括次長、担当次長は、政策担当ですか。県庁内で割かし時間のあるのが次長です。その次が課長補佐。本当次長というのはやりにくいんです。余りやり過ぎると部長と悪くなるし。教育長がしっかり特命を出せばやるわけです。そこ辺の教育長の意気込みをまず、聞かせてください。

○四本教育長 委員が今おっしゃいましたように、全国学力学習状況調査の結果というのが非常に憂慮すべきことになっておりまして、しかも平成19年度以降、小中学校ともに徐々に下降をしてきていると、非常に大変なことだと認識をしております。これをどうしていくかって、なかなか根本的な、これをやればというのがなかなかないようなことだと思うんですが、例えば、市町村教育委員会とより一層連携を図るとか、いろんなことをやっていきたいと思えます。

また、委員が今おっしゃったように、次長の活用といいますか、体制的に、例えば、この次長は学力向上を担当をするとか、そんな形でいろんな問題に対処していきたいなど。私も実は同じようなことを考えておったところがございますので、これは何とかそういう形をやることによって、少しでも実を上げていきたいと思えます。

○中野委員 教育長、学力調査の結果を、前回、私はいろんな人に言ったが、どれだけ分析してるかなんです。これを分析すれば、学校の担任の教え方までフォローできるわけです。そこ辺を見ながら、いわゆる平均点数を上げるには、例えば、平均以上が何校、平均以下が何点、特に下のほうを上げると、そういう戦略なんです。とにかくどこまで分析して、それを使うかということで。ただ、いつも私もつき合ってるから、県教育委員会と市町村教育委員会の絡みっていういろいろ難しいところはわかります。だから、それはもうちょっと校長の責任というか、だから、PTAぐらいとかどこぐらいまで公表するかです。

それともう一つ、全国の学力テスト以外に、県教育委員会が、あれは、安藤知事のと時からやっとなんです。最初は妙な全国テストやった。2年間、本当おかしなテストやったけれど、それをしながら、それを、どうやって分析して整合性でとってるとか、そんなのしっかり分析をして。次長、私は、この委員会にそのために残ったので、ぜひしっかり。

○川越教育次長(教育政策担当) 昨年度もこの本委員会での御指摘がありました。きめ細かな分析をしっかりとすることによって、各学校または各地域の市町村教育委員会も含めまして、しっかりとした指導のもとで学力向上にしっかりと励んでいきたいと思えます。

○中野委員 ちょっと悪いけれど、きめ細かなというのは、もういっぱい聞いて、全然結果が出たためしがないのよね。今度、テストがあったでしょう。そういう結果を、しっかり分析して結果を委員会に出してください。去年は、分析結果を全然よう出さんかった。

○川越教育次長(教育政策担当) 議員のおつ

しゃったとおり、分析につきましては、当委員会で可能な限り御説明申し上げたいと思います。

○緒嶋委員 去年までの、飛田教育長は本当にすばらしい教育長でありました。しかし、私から見ておると、教育長は目立つけれど次長は目立たなかったのが去年の教育委員会。今度は、四本教育長だが、かつてはお父さんも教育長やったんです。そういうことで、素人の教育長、ということは、逆に、ほかの人を使うには、今度は自分の立場が生かせんわけです。

そういう意味では、人をどう使うかというのが本当は教育長の仕事じゃないといかんわけです。あんまり自分が目立って、ほかの人が目立たんと、教育全体が発展せんと思はうんです。そういう意味では、言われたとおり、次長は、名前は次長だけれど、自重をせんで頑張らないといかんわけで。この前のときは、どちらかといえば、次長が手を挙げて、はっきり答弁を言うとか、教育長をフォローをする機会というのも去年は余りなかったです。

そういう意味では、総力戦という中で、教育委員会はことしから3年間、動かないと、企業局長をやめて何で教育長になったかという、それもはっきりしなくなる。教育長になってよかったなと我々が思うような教育長にならないとダメなわけですので、そういう意味では、総力戦で教育長は頑張る、また、教育次長、総務課長も、今度は知事部局から行かれたわけですので、三位一体というかそういう形の中でも、全体がやはり教育長が四本教育長になってよかったと、みんなが思うような教育行政をやってほしいということを最初に私は言っておきたいと思はいます。

そういう中で、今、言われた、学力が上がるということがみんなの願いであることには間違いない

わけでありますので、それを中心にスポーツの振興とか家庭教育の振興とか、いろいろあります。そういうのを進めていくことが、私は大変重要なことだろうと思はいますので、教育長も同じ思いだろうと私は想像をしますが、教育長はそのあたりどう考えておられるか伺はいます。

○四本教育長 まさに、私の考えておることと全く同じことを今、緒嶋委員から言われたような気がしております。年度初めに幹部職員にいろいろ話をした中で、私自身は当然教育についての知識なり経験というものが、絶対的にこれは不足をしておるといふか、先生としての経験はないわけでございますので。

ただ、次長以下、課長を初め職員は、学校の現場から来ておる者もおれば、行政の経験を持ってきておる者もおるし、あるいは、学校事務関係の経験を持ってきておる者もたくさんいるわけでございますから、これを組織として有機的に働かせて、いろんな問題に対処をしていこうと。それで、私が申し上げたのは、チーム教育委員会でみんなで頑張るぞということを申し上げたところで、まさに、委員のおっしゃるとおりのことを私も考えておるところでございます、今後ともそのように努力をしてまいりたいと思はいます。

○高橋委員 その学力向上の関係で、きょうは初回の委員会ですから余り多くを申し上げないつもりでいたんですが、学力向上、いわゆる平均点の勝負じゃないですか。だから、平均点だから、一番もおれば真ん中がいたり、下がいるわけです。私はあるデータを見たときに、中間層がかなり少なくなっちゃって、結局下位にいるところがふえてきつつある傾向があつて、これによって平均点は下がります。だから、あれもこれもという授業ができないと思はうんです。

これは私の持論なんですけれど、いわゆる下を上げる。下を上げることによって私は平均点が上がると思ってます。できる子はほうっておいてもできるから、下を上げる、そういった授業になるかどうかというのを、これは今後1年間また見ていきますけれど、そういったところから私は一応申し上げておきたいと思ってます。

時間がありませんから、また、そういった分析、先ほど中野委員もおっしゃったように、何が今、宮崎県の学力の中で不足してる部分があるとか、弱点があるのか、そういったところについて、また、今後の委員会で報告があるでしょうから、今、私が申し上げたことは構いません。

事業のほうに行きますが、18ページの、これは、確かな学力の高校授業改革推進事業ですけど、県全体を網羅した事業ということで理解をして聞いていましたが、いわゆる合同学習会とかはどうやってやられるのかなと思って、いわゆる高千穂から串間まであるわけだから。そういったところをもう少し教えてください。

○飯干学校政策課長 合同学習会ですが、もう11年前から大変いい事業だということで、効果があってるのでやってるんですけども、もちろん形は変えておりますが、高校3年生700人を夏休みに集めて行うものです。遠いところは県が出すバスで迎えに行き、そして、会場がことしの場合、大宮高校ですが、そこで授業を受けて、また、バスで送るという形で行っております。700名の希望者になっております。

○高橋委員 わかりました。もう少し、これは私の意見として、分散型もいいんじゃないかなという話を聞いて、真ん中に集めることが一番効率的にいいんでしょうけれど、分散型もいいのかなという思いがあります。

○飯干学校政策課長 分散型で延岡地区、宮崎

地区、県南の都城地区とか、分けることも検討したことがあって、議員がおっしゃるとおり、どちらが効果的とか、また、調査とかしたり。今のところこの形で、700人が一堂に会するという効果、その方法をとっておりますので、また、調査、研究してまいりたいと思います。

○中野委員 前回、ことしの3月の委員会で、教科書検定にいろいろ接待があった時点で、宮崎県は接待してもらった人はおったけれども、その接待した人の中で直接教科書検定にかかわった人はいなかったという、教育長の答弁で終わったんです。覚えてるでしょう。これ、西日本の4月1日の新聞に、宮崎県も、うち、採択に関与した人数というのが8名出てるんです。これについては、それを公にどうのこうのってもう言う気はないけれども、教育委員会の昨年度のスタンスというのは、いわゆる海洋高校の件にしても、「この接待を受けた、我関せずって、何にもありません、知りません」、そう言った途端に、その晩にぱっと出てきたりとか、これだって本当私は、何だこれって、そんな気がしてるんです。きょう、この回答はいいですけど、これについてはしっかり、どうだったのか、次の委員会で経緯を含めて説明してください。それでいいですか。

○渡辺委員長 今、御答弁が何かありますか。

○金子学校支援監 昨年度末に御報告をさせていただいたとおりになんですが、この場で専門員の影響について、身内同士の確認ではなかったのかというような御指摘もいただきまして、再度、学校政策課のほうで、有識者4名の方に記録等の調査をお願いいたしました。先週、その結果が戻ってきたんですが、一応問題はないということで確認をさせていただいたところです。

○渡辺委員長 今、中野委員からありましたよ

うに、西日本新聞で報道があった内容について、
次回の委員会の際に改めて説明をしていただく
ようお願いをいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○高橋委員 最後の一つだけ。国体の関係で、
2巡目国体における天皇杯獲得を目指すという
ことなんですけれど、それをもう一度。2巡目
で高知県は目指せなかったんですよね。目指し
たけれど、点がとれなかったところがあるんで
しょうか。

○古木スポーツ振興課長 過去に開催地が優勝
できなかったのは高知県のみでございまして、
ほか全ては優勝しております。ただし、昨年度、
開催いたしました和歌山県においても、天皇杯
は優勝しておりますけれど、皇后杯という女子
の部は2位であるとか、そういったところはご
ざいまして、天皇杯については、全て目指して
いるところは優勝しているという状況でござい
ます。

○渡辺委員長 12時を超えますが、このまま、
しばらく質疑を続けます。

○高橋委員 もう終わり、再確認。2巡目国体
における天皇杯獲得を宮崎県は目指すんですね。
それを一応確認。

○古木スポーツ振興課長 大会については、地
元でやるということでもありますから、勝負事
ありますので、やるからにはやはり優勝を目指
すということ考えております。

○渡辺委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委
員会を終了いたします。大変お疲れさまでござ
いました。

1時再開で企業局とします。暫時休憩をいた
します。

正午休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名
が文教警察企業常任委員会の委員となりました。

私は、このたび委員長を拝命いたしました宮
崎市選出の渡辺創でございます。一言、御挨拶
を申し上げます。

企業局におかれましては、本年度予算では、
まさに新たな機運醸成の原動力となる御活躍を
いただいているところです。

また、宮崎県政向上のために引き続きの御努
力を賜りたいというふうに思っております。1
年間、大変お世話になりますが、よろしくお願
いいたします。

次に、委員の皆様を紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の日高副委員長で
ございます。

向かって左側になりますが、西臼杵郡選出の
緒嶋委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

西都市・西米良村選出の押川委員でございま
す。

向かい、反対側になります。日南市選出の高
橋委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木下主幹でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは次に、局長の御挨拶、幹部職員の紹
介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたし
ます。

○図師企業局長 このたび企業局長を拝命をい
たしました図師でございます。どうぞよろしく

お願いをいたします。

私ども企業局は、地方公営企業として、電気事業を中心に、工業用水道事業、地域振興事業の3つの事業を運営しておりまして、これまでのところ、3事業とも順調に推移をしております。

しかしながら、この4月からは、電気小売業参入の全面自由化が開始されまして、卸規制が撤廃されるなど、国の電力システム改革も最終段階へと進んできておりまして、今後、企業局を取り巻く環境に大きな変化が予想されますことから、これに的確に対応していく必要があります。

私ども企業局の目的は、公共の福祉の増進でありますので、将来にわたってこの目的が果たされるよう、職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。委員の皆様には、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この後、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。幹部職員の名簿を載せております。順に御挨拶をさせていただきます。

総括副局長の梅原裕二でございます。

技術副局長の白賀宏之でございます。

総務課長の松田広一でございます。

経営企画監の森本誠二でございます。

工務課長の新穂伸一でございます。

開発企画監の上石浩でございます。

電気課長の喜田勝彦でございます。

施設管理課長の平松信一でございます。

総合制御課長の新見剛介でございます。

続きまして、総務課課長補佐の齊藤郁宏でございます。

工務課課長補佐の谷口尚睦でございます。

電気課課長補佐の新穂浩一でございます。

同じく、電気課課長補佐の伊達明紀でございます。

施設管理課課長補佐の山下正次でございます。

同じく、施設管理課課長補佐の日高誠でございます。

総合制御課課長補佐の田原充生でございます。

最後に、議会担当であります。

総務課主幹の鬼川真治でございます。

同じく、主査の福留尚仁でございます。

それでは、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要等を説明させていただきます。

2ページをお開きください。

I 企業局の組織の概要及び主な事務分掌でございます。

1の企業局の組織及び職員数ですが、平成28年度の組織体制につきましては、本庁5課1出先機関で、職員数は私を含めまして116名、体制は図のとおりでございます。

2の企業局の主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりとなります。説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

続きまして、事業概要について御説明いたします。

冒頭申し上げましたように、企業局では、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業を実施しております。

まず、企業局の基幹事業であります1の電気事業でございます。

(1)の水力発電事業につきましては、まず、①の沿革であります。本県においては、昭和13

年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の最重要課題と位置づけまして、河川管理者の委託を受けて、これまでに6つの河川総合開発事業を実施しており、これらの事業を通じて、電力の安定供給や下流域市町村の水害防止、かんがい用水の確保など、県の農業振興や地域の発展に貢献しているところでございます。

次に、②の事業の規模であります。現在、発電所は13カ所ありまして、その最大出力の合計は15万8,035キロワットで、全国26の公営電気事業者の中で3番目の規模であり、発電した電力は、全て九州電力へ供給しております。発電所の一覧につきましては、下の表のとおりでございます。全ての発電所は、企業局庁舎8階の総合制御課で集中監視制御を行っております。

5ページをごらんください。

③に、平成28年度当初予算における年間供給電力量等の見込みを示しております。年間供給電力量は5億159万1,000キロワットアワーで、これは、県内の全世帯が年間に消費する電力量の約30%に相当する量であり、電力料は46億580万円余としております。

なお、平成28から29年度の売電につきましては、九州電力と交渉の結果、前年度比2億5,700万円余の増額、換算単価では、キロワットアワー当たり、昨年の8.02円から8.57円となりました。

次に、(2)の緑のダム造成事業ですが、この事業は、安定的な電力の供給に資することを目的として、企業局が発電事業を行うダムの上流域を対象として、未植栽地を広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するもので、平成18年度から実施しております。昨年度までに475.6ヘクタールを取得し、植林面積の累

計は184.27ヘクタールとなっているところであります。

次に、(3)の新エネルギーへの取組であります。

まず、①の太陽光発電設備につきましては、日向市の工業用水道施設配水池に30キロワットの設備を、また、新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、河川敷のゴルフ場にありますけれども、こちらにも90キロワットの設備を、さらに、北部管理事務所、綾第二発電所の2カ所にも、それぞれ20キロワット、50キロワットの設備を設置しているところであります。

次に、②のマイクロ水力発電設備につきましては、祝子第二発電所に、河川維持流量を利用した35キロワットのマイクロ水力発電設備を設置しているほか、実証実験として、日之影町と共同で、下小原地区に出力5キロワットの下小原発電所を、西米良村と共同で、川の駅百菜屋に自家消費用の出力1キロワットの発電設備を建設し、今後の市町村支援に生かすための運用データを取得しているところでございます。

また、③の小水力発電につきましても、未利用の水資源を有効活用するため、日南ダム直下に酒谷発電所を建設中であります。

なお、この酒谷発電所は、これまで日南ダム発電所として説明をしておりましたものでございます。

6ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年10月から給水を開始しております。その給水能力は、日量12万5,000立法メートルとなっておりまして、現在、旭化

成株式会社など14社に給水を行っているところ
であります。

なお、工業用水道施設につきましても、発電
所と同様に、企業局庁舎から監視制御を行って
おります。

(2)の企業別の契約水量をお示ししてあり
ますが、14社の契約水量の合計は、日量9万8,908
立法メートルとなっております。

(3)の給水料金であります。基本料金は
1立方メートル当たり10.4円で、これは全国平
均の22.6円と比べて低廉な料金となっております。

7ページをごらんください。

施設の概要を掲載しております。上のほうの
地図であります。左側の耳川から取水し、総
延長9.3キロメートルの送水管を使いまして、右
側の細島工業団地の近くにある配水池に送水し、
ここから各企業に工業用水を供給しております。

また、下の左側の写真は、日向市東郷町にあ
る北部管理事務所の浄水場であり、右側の写真
は、日向市亀崎地区にある配水池の写真であり
ます。

8ページをお開きください。

3の地域振興事業であります。

(1)の事業の概要であります。地域振興
事業は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する
目的で、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースを整
備し、一ツ瀬川県民レクリエーション施設とし
て平成2年から営業を開始しており、利用客数
は平成27年度までに累計106万人を超えてあり
ます。

(2)の施設の管理運営につきましては、平
成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、
現在は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセ
ンターが指定管理者として管理運営を行ってい

るところであります。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表
をお示ししておりますが、さまざまな割引制度
を設けるなど、県民の皆様が利用しやすい料金
設定となっております。その下には施設の概要
を掲載しております。ゴルフコースは、パブリッ
クの18ホールとなっております。

9ページをごらんください。

施設の位置図を掲載しております。電気事業
の関係では、赤色の文字で表示しておりますが、
県の北部を流れます祝子川に4カ所、県の中央
部を流れます小丸川に2カ所、三財川に2カ所、
綾北川に3カ所、そして、県の西部を流れます
岩瀬川に2カ所の、合計13カ所の発電所がござ
います。これに、先ほど御説明いたしました酒
谷発電所が加わり、14カ所となる予定でござ
います。

工業用水道事業の関係では、水色の文字で表
示しておりますが、日向市東郷町に北部管理事
務所工業用水道浄水場がございます。

地域振興事業の関係では、緑色の文字で表示
しておりますが、新富町に一ツ瀬川県民スポー
ツレクリエーション施設がございます。

次に、10ページをお開きください。

Ⅲの平成28年度宮崎県公営企業会計当初予算
であります。

1の予算のポイントにつきましては、大きく
2点掲げてございまして、まず、1点目は、(1)
の電力システム改革への着実な対応であります。

これは、電力システム改革が進展する電力市
場において、水力発電は、引き続き重要な役割
が期待されていることから、発電設備の維持・
改良など電力の安定供給に資する取り組みを推
進し、健全経営を維持するものであります。

2点目は、(2)の地域貢献に資する取り組み

の拡充であります。

これは、産業経済の振興と住民福祉の増進という局設置の理念に基づき、地域貢献に資する取り組みを拡充するとともに、本県の豊かな自然を生かした水力発電など企業局の取り組みについて、広く県民にアピールするものであります。

次に、11ページをごらんください。

2の平成28年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要であります。

(1)の電気事業であります。

業務の予定量といたしましては、年間供給電力量5億159万1,000キロワットアワーを予定しております。事業収益から事業費を差し引いた収支残は、黒い太枠で囲んでいるところですが、2億8,492万円としております。

(2)の工業用水道事業であります。

業務の予定量といたしましては、年間総給水量3,610万1,420立方メートルを予定しております。事業収益から事業費を差し引いた収支残は、1,357万1,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。

業務の予定量といたしましては、年間施設利用者数3万3,500人を予定しております。事業収益から事業費を差し引いた収支残は、211万8,000円としております。

資料の12ページから17ページにつきましては、事業会計別の予算の内容であります。説明は省略させていただきます。

資料の18ページをお開きください。

3の主な新規・重点事業であります。

まず、「渡川発電所大規模改良事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、昭和30年の運用開始から60年を経過し、発電機や水車等の主要

機器などに老朽化が見られることから、最新の機器を導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億6,000万円余とし、事業期間は平成27年度から32年度までを予定しており、平成28年度につきましては、取り付け道路工事を実施するとともに、発電設備一括更新工事の実施設計を行うものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入及び基礎部の改良により、発電所の総合的な運転信頼性の向上と発生電力量の増加が見込まれるものであります。

19ページをごらんください。

新規事業「綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事」であります。

(1)の事業の目的ですが、設置後20年以上が経過した発電機の自動制御装置を最新機器に更新するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は3,900万円余、3年間の継続事業としております。

(3)の事業効果ですが、機器の信頼性が向上し、電力の安定供給が図られるものであります。

次に、新規事業「無人航空機を活用した送電線等の点検調査事業」であります。

(1)の事業目的ですが、送電線設備等に関する点検調査業務の効率化を図るため、無人航空機、いわゆるドローンを導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は200万円余としております。

(3)の事業効果ですが、作業効率や安全性が向上するとともに、異常箇所早期発見や状況把握の迅速化が図られるものであります。

20ページをお開きください。

新規事業「企業局地域貢献事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、公営企業会計における地方振興積立金を原資として繰り出しを行い、一般会計において、県営電気事業みやざき創生基金を設置し、地域振興のための取り組みの財源として活用していただくことにより、企業局の地域貢献に資する取り組みを拡充するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は10億円とし、平成28年度から30年度までの3年間で30億円を繰り出す予定であります。

四角囲みの事業スキームにありますように、一般会計においては、この繰り出しにより基金を造成し、みやざき創生の加速化や、みやざき新時代のチャレンジに資する事業に活用していくこととされております。繰り出しの原資となる地方振興積立金については、米印に記載しておりますが、地域振興のための財源として、昭和55年度決算から運用益の一部を積み立ててきたものであります。

(3)の事業効果ですが、一般会計への繰り出しによる新たな地域貢献により、企業局設置の理念である産業経済の振興と県民福祉の増進に資するものであります。

21ページをごらんください。

改善事業「企業局施設活用促進・PR事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、発電所やゴルフ場など局施設を活用したイベント等を通じて、企業局の各事業をアピールするものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は700万円余としております。

(3)の事業効果ですが、各種コンペや若者世代ゴルフ交流イベントを通じたPR等を行うことで、企業局の各事業について、県民の理解

が深まるとともに、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用拡大などが見込まれるものであります。

22ページをお開きください。

その他主要事業といたしまして、(1)から(6)に記載している工事や事業を計上しております。

最後に、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、先ほど御説明いたしました繰り出し10億円のほか、多目的ダム管理費用等により、支出予定額の合計は21億2,100万円余としております。

説明は以上であります。私ども企業局といたしましては、経営の効率化と経費の節減に努め、引き続き、健全経営を維持しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 電気事業の関係で、11ページの当初予算50億8,100万、事業収益で、5ページで説明があった電力料、これ収入ですよ。46億、この差というのが、新エネルギーの取り組みを、既にもう発電をしてるところがありますよね。酒谷発電所は8月ごろに完成するが、そこからは収益を生むはずですけど、その分が含まれてるのがこの差になるんでしょうか。

○松田総務課長 この差につきましては、先ほど御説明いたしました電力供給の交渉がまとまりまして、昨年が8.02円だったものが8.57円ということになりましたことから、料金改定の分を反映しているというところでございます。

○高橋委員 私がうまく理解してないと思うんですけど、事業収益、4ページで説明があり

ました水力発電事業、③で年間供給電力量等というのは、(3)の下5ページの新エネルギーの分も入れてるんですか。

○森本経営企画監 酒谷発電所の分とか、あと、今後、運開する酒谷発電所の分と、それから、既存の発電所の分、それから祝子第二発電所の分を含めた数字でございます。

○高橋委員 わかりました。

ついでにお聞きしますけれど、投資をしているから、いわゆる経費の分が今、生じてるわけですね。いわゆる償還をしてるわけじゃないですか。ただ、買い取りの部分でかなり、例えば、酒谷の発電所でいうと、8年ぐらいでペイをするというようなことをお聞きしていますし、太陽光発電についてもマイクロ水力発電についても、それなりの償還が済むと、かなりの収益が確保できる。私ども、ほら、宮崎県にとっては、いろんな財源課題が多い中で、企業局には頑張ってもらわんといかんというのがあって、それをちょっと理解をしようと思ひまして尋ねるところであります。そういう理解でいいんでしょうか。

○森本経営企画監 これらの発電所につきましては、減価償却の期間がございます。その償還が終わった後は、費用が削減されますので、利益はある程度出てくる可能性があるということでございます。そういう意味では、少しばかりは利益はふえていくというようなことになるのかなと思っております。

○高橋委員 電力自由化で、ちょっと私、先ほど冒頭で、局長からキロワットアワーの単価が上がったじゃないですか。あれっと思ったんです。むしろ何か下がるんじゃないのかなって、そういう素人ながら考えてたんです。買い取るほうは安く買いたいじゃないですか。だから、

そういったところの何か根拠というのは何なんでしょう。

○森本経営企画監 これにつきましては、九州電力と基本契約というものを取り交わしておりまして、平成37年度までは発電した電力を売電するというベースの契約がございます。今回、料金交渉に当たりまして、その契約に基づきまして、九州電力と算定方法につきまして協議をいたしました。これまでどおり、総括原価方式に準じた形で料金交渉をしましょうという妥結といいますか、合意をとった上で料金交渉をいたしました。

ということで、必要な経費は見てもらっている部分がございますので、その分、上がったというようなところ。それから、ある程度、地域貢献的な費用も、完全な料金の規則、国の規制がなくなるということをお前提にいたしまして、規則に完全には乗っからない形での料金交渉も行っておりますので、その分、上がっているというようなところもあるということでございます。

○高橋委員 その総括原価方式を今回取り入れたというか、そういう算定の上での8.02円が8.57円になったということなんでしょうけれど、私の認識としては、総括原価方式はもうやめるといのが国の方針だったような気がするもんだから、将来的には、そういう総括原価方式を除外した交渉になってくるんでしょうか。

○森本経営企画監 これは、とりあえず今、37年までの基本契約がございます。その間までは総括原価に基づいた契約もできます。ただし、その間に入札の方式もある程度、検討もいたしまして、どちらが一番適切になっていくのかというようなところは検討しながら、今後の売電のあり方というものを考えていきたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○緒嶋委員 地方振興積立金は、30億、3年間、一般会計に繰り出さざるを得ないわけですが、今のところ、積立金というのは幾らあるわけですかね。残額というか、30億を引いてもどれくらいあるのか。

○松田総務課長 28年度末でございますけれども、実質的には残高が約12億円程度、繰り出しました後に残ります。ただ、29年度、また、会計の貸付金等が返還されまして、約22億円程度、残高が回復いたしますので、また、29年度、繰り出すというようなことで、10億円ずつ3年間は繰り出していけるというような状況でございます。

○緒嶋委員 3年間、30億を出しても、まだ、あとかなり残ってくるという計算になるわけですか。

○松田総務課長 30年度分を繰り出しますと、ほぼ積立金の残高は一旦なくなってしまうということでございます。また、新たに今後、積み立てていかななくてはいけないということでございます。

○緒嶋委員 そういうことで、3年で30億というのは、その3年後には10億ずつを繰り出したら積立金がなくなるよということを前提に、一般会計から30億という金額を決めたということですか。

○松田総務課長 委員がおっしゃいましたとおり、やはり30億という見込みを3カ年で繰り出せるということから、30億という形で今回、積み立てを取り崩すという形で繰り出しております。

○緒嶋委員 30億は繰り出せるということは、それは間違いなく、確定しておるということではないわけですね。

○松田総務課長 これにつきましては、残高がございますので、これは確実に繰り出しができると考えております。

○中野委員 関連で。今のたまたま積立金として残っているもので、企業局として運用をしている。例えば、国債を買ったりとか九電の株を買ったりとか、そういう、いわゆる内部留保の資金はどのくらいか。いつも要望をしてるんだけど、我々としては、やっぱり九電として毎年、事業をする。これ複式じゃないから、その分が資本金として、資産として出ないか。そこをいつも聞いてるんだけど、今のだとまだ、企業局としてのそれはもうちょっとあるでしょう。

○松田総務課長 28年の1月末の現在でございますけれども、運用資金といたしましては、定期預金が66億円程度、それから、国債等の債券で約154億円の220億円程度でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げた建設改良のための積み立てでありますとか、将来の支出に向けて積み立てているものも含まれておりますので、これが全て余剰金とかいうことではないということ御理解をいただきたい。

○中野委員 とりあえずは、決算だったらそれは、資本として出てくる分で。だから、運用しているのはどれくらいあるわけ。

○松田総務課長 定期預金、国債を含めまして、約220億円程度でございます。

○中野委員 こんなを出すとき、我々としてはそこが知りたいわけ。皆さんとしては、そこは出したくないだろうけれど、極端な言い方をすると、もうそこだけ見ればいいわけ。よろしくをお願いします。

○梅原副局長(総括) 今の資金運用の額が220億程度というところで、一つには内部留保、そ

れからあと、目的で積み立てているものを差し引いて、損益勘定留保資金というのがございまして、これをもう毎年度の資本的収支の補填額に使うというようなこともございます。それとあと、先ほどから申し上げております建設改良等に使うというような資金にもなっておりますので、基本的に将来をずっと見越した工事計画を持っておりますけれども、その工事計画に必要な建設改良額というのが、大体、今、持っている内部留保等で相応の額というようなところでございます。今回の基金に対する繰り出し、これは財務収益の中で地方振興積立金というところから出すということでございまして、全体をずっとにらんで、大体ここら辺がリミットというようなところで私たちのほうは推計をしたところでございます。

○中野委員 どこでもそういう余裕金って、剰余金ってあるわけで、要は、それは将来に対しての話で。27年度末でどれぐらいの運用益が出た、その辺の内訳を今後出してくださいということ。別に、それを一般会計に出せという話じゃないんだから。もうかれば、またそれはたまっていくわけだね。

○有岡委員 2点ほど、緑のダム造成事業からお尋ねしたいと思うんですが、10年間で184ヘクタール、植栽をしていらっしゃるんですが、この10年間の今の現状は航空写真等で把握していらっしゃるのかどうか、実態をお尋ねしたいと思います。

○松田総務課長 18年から進めております事業でございまして、1,000ヘクタールを目標にしておりまして、現在、約半分ぐらいの取得をしているところでございます。委員がおっしゃいました航空写真とかいう形では、特にしておりませんが、地図等で管理をしているところでござ

います。

○森本経営企画監 緑のダムにつきましては、やはり土地関係がございまして、昨年度、地図情報のシステムを、コンピューターでの管理システムを導入いたしまして、そこで管理を今しておるといような状況でございまして。

○有岡委員 無人機ドローンを今度、導入して点検をするというお話ですが、これは24人いらっしゃる施設管理課の職員の方々がオペレーターをされるのか。そこら辺の中身を、ちょっと教えていただけるとありがたいんです。

○喜田電気課長 ドローンを導入をいたしますのは電気課のほうでございまして、組織図で申しますと電気課の職員の送配電担当が主に使うことになっております。事業目的も、送電線の点検等に使用しますが、それだけに限定することはなく、余裕があればいろんな用途にも使うことは可能になっております。

○有岡委員 要望です。こういうオペレーターを使うことによって、災害とか、いろんな場面でまた将来そういった人材が生きてくると思いますので、ぜひ、これは生かしていただけたらと思っております。

○中野委員 関連です。ドローンは、何か保険がきくもんですか。一発、間違ったら、落ちたら、ドローンになって250万は消えるわね。

○喜田電気課長 保険はございます。ただ、結構高うございまして、総合保険ですと、本体価格の6%程度を毎年払うことになりますので、150万といたしますと10万弱ぐらいという形を毎年払っていくということになってまいります。

○緒嶋委員 ドローンで、逆に電線を傷めるといことはないのか。送電線とか。

○喜田電気課長 そういうことが起きないよう

に、操縦する職員は重々研修をした上で運用をしたいと考えております。

○中野委員 ドローンは1回の充電で何分ぐらい航続というか、時間的には飛んでるわけ。

○喜田電気課長 機種によって若干違いはございますが、長いもので30分、通常であれば大体15分ぐらい。30分飛びましても、帰ってこなればいけませんので、実際の運用は20分ぐらいではもうやめなければいけないのかなということでございます。

○渡辺委員長 ほか、よろしいでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

4月15日に行われました委員長会議の内容について御報告をいたします。

委員長会議において、お手元に配付しております委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてです。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には、適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、

委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会、その内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容です。委員会は、採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア県内調査、イ県外調査、ウ国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、後日、回答する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものです。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についての項目が今回追加されております。詳

細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、お目通しをよろしく願いいたします。

皆様には、確認事項等に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について何か御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元の配付資料のとおりとなっております。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を8月に実施する予定です。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、平成28年度文教警察企業常任委員会 県内調査調査先候補の概要、それから、常任委員会視察の実施状況（県内、県外）を配付しております。

調査先等について、何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時50再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先につきましては、今、休憩中にいただきました御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

閉会になりますが、その他で何かありません

でしょうか。協議事項。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ほかに何もありませんので、本日の委員会を終了したいと思います。

午後1時51分閉会